

大分県立くじゅうアグリ創生塾管理規則の制定について（案）

1 提案理由

大分県立くじゅうアグリ創生塾の設置及び管理に関する条例（平成30年大分県条例第48号。以下「条例」という。）の制定に伴い、農業教育の充実、農業体験等に対応するため、大分県立くじゅうアグリ創生塾（以下「創生塾」という。）の組織、運営、管理その他必要な事項を定める必要があるので提案する。

2 管理規則の趣旨及び構成

この規則は、条例第5条（委任）の規定に基づき、創生塾の組織、運営その他必要な事項を定めるものであり、課の設置（第2条）、課の分掌業務（第3条）、職員の職（第4条）、職員の数（第5条）、休業日（第6条）及び委任（第7条）について規定するものである。

3 主な内容

(1) 組織体制（第2条関係）

創生塾に、事業課を置く。

(2) 事業課の分掌業務（第3条関係）

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 三 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。
- 四 予算の執行並びに現金、有価証券及び物品の出納命令に関すること。
- 五 関係行政機関及び関係団体との連携及び連絡調整に関すること。
- 六 農業教育、職員の研修、農業体験等の企画及び運営に関すること。
- 七 農業に関する学科に属する高等学校の生徒に対する農業教育の指導及び助言に関すること。
- 八 農業教育に従事する職員の研修の指導及び助言に関すること。
- 九 小中学校の児童生徒等に対する農業体験等の指導及び助言に関すること。
- 十 ほ場の管理に関すること。
- 十一 施設及び設備の維持管理及び利用に関すること。
- 十二 その他創生塾における必要な業務に関すること。

(3) 職員の職の規定（第4条関係）

- ア 所 長：上司の命を受け、創生塾の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- イ 課 長：上司の命を受け、課の事務を処理する。

(4) 休業日（第6条関係）

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日
- 2 大分県教育委員会が特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

4 施行期日

平成31年4月1日（条例の施行の日）

大分県立くじゅうアグリ創生塾の準備状況

【研修施設の建設状況】完成:平成31年3月15日(金)予定



○女子寮

【3階建て】

寮室12室(24名収容)

※1部屋2名

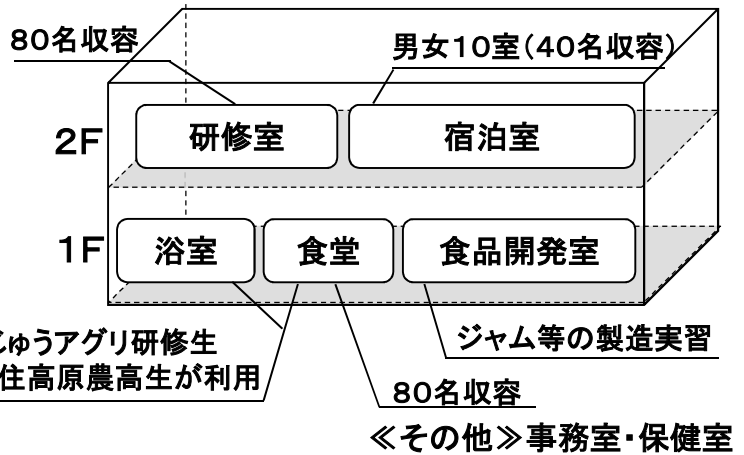
※冷暖房及びWi-Fi完備

《その他》

寮監室・ランドリールーム・談話室

○くじゅうアグリ創生塾

【2階建て】冷暖房完備



○男子寮

【3階建て】

寮室29室(58名収容)

※1部屋2名

※冷暖房及びWi-Fi完備

《その他》

寮監室・ランドリールーム・談話室

【H31年度の主な研修】

県内農業生産者や農林水産部、JAグループ等と連携した就農や進学・資格取得等と直結する研修を年間150日程度実施

No.1から学ぶ 成功者がNo.1の経営論を伝授

- ・スマート農業等の多様な農業経営やブランド力を高める
- ・経営戦略やマーケティング

アグリ大学進学講座 4年制大学進学を目指す

- ・4年制大学への進学希望者による合同合宿
- ・面接・小論文など推薦入試対策講座
- ・大学教授や現役大学生(OB)との進路相談会

アグリ星空討論会 若手農家や仲間と語り合う

若手農業者等と明日の大分県農業を語り合うことを通じ、農業のやりがいや魅力実感と将来にわたる仲間づくり

アグリキャンプ 農業の裾野を広げる

- ・小・中学生及び保護者を対象
- ・栽培、飼育体験、自然観察等により農業の楽しさ、大切さを体験

資格取得研修 農業生産に必要な資格をとる

- ・フォークリフト運転技能講習(大型)
- ・刈払機取扱作業安全衛生教育 等